① 入所者と職員の健康状態（症状の有無）を、発生した日時、階及び居室ごとにまとめます。

② 受診状況と診断名、検査、治療の内容を記録しておきます。

職員が入所者の健康管理上、**感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えておく**必要があります。施設長は、報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行わなければなりません。

施設長は行政に報告するとともに、関係機関と連携をとります。

２）感染拡大の防止

職員は、感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに対応しましょう。

・感染症等が発生した場合は、施設の玄関や施設内等にその旨の表示をして、面会者や入所者等に周知することにより、拡大防止への理解と協力を得るようにしましょう。

・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底しましょう。職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払いましょう。

・医師や看護師の指示を仰ぎ、適切な方法で施設内の消毒を行いましょう。

・必要に応じて、感染した入所者の隔離などを行いましょう。

詳細な対策については、「６．個別の感染対策」（Ｐ２０～）の関連項目を参照してください。

医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員に適切な指示を出すとともに、併せて入浴施設や給食施設の使用を中止するなど、速やかに対応しましょう。

感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止しましょう。

**対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択**（付録４：消毒薬の抗微生物スペクトル＊と適用対象

Ｐ８４参照）する必要がありますが、病原体が確定していない時期には、次亜塩素酸ナトリウムなどの広い抗微生物スペクトルを持つ消毒薬を選択します。

施設長は、協力病院や保健所に相談し、技術的な応援や指示を依頼しましょう。

３）医療処置

施設職員は、感染者の症状を緩和し回復を促すために、すみやかに医師に連絡し、必要な指示を仰ぎましょう。必要に応じて、医療機関への移送などを行います。

医師は、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行いましょう。また、診療後には、保健所への報告を行いましょう。

４）行政への報告

施設長は、原則として次のような場合、迅速に県及び市町の社会福祉施設等主管部局に報告することとされています（Ｐ４５・４６「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」平成１７年２月２２日 厚労省健康局長外４局長通知 参照）が、これに限らず、医師との連携により、施設長が必要と判断した場合は報告を行います。（報告様式の例：Ｐ８０～８２）

また、感染症や食中毒が疑われる場合は、早めに保健所に対応策を相談し、施設内での拡大を防止するようにします（Ｐ４４「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」平成１８年３月３１日 厚労省告示第２６８号 参照）。

＜**報告が必要な場合**＞

ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が**１週間以内に２名以上**発生した場合

イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が**１０名以上又は全利用者の半数以上**発生した場合

ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

＜**報告する内容**＞

・感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数（職員に同様の症状がある場合には、職員の人数も報告する）

・感染症又は食中毒が疑われる症状

・上記の入所者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意してください。

５）関係機関との連携など

次のような関係機関に報告し、対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとりましょう。

・施設配置医師（嘱託医）、協力機関の医師

・保健所

そのほか、次のような情報提供も重要です。

・職員への周知

・家族への情報提供

図４ 感染症発生時の対応フロー

